

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

(令和7年7月1日現在)

お客様に対する介護予防短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）の第133条に基づいて当事業者がお客様及びご家族に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	福島県社会福祉事業団
法人所在地	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 太田 健三
電話番号（FAX）	0248-25-3020 （FAX0248-25-7673）

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	介護予防短期入所生活介護
事業の目的	お客様が可能な限りその居宅において、要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の名称	福島県飯坂ホーム
事業所番号	福島市0770101046号
事業所の所在地	〒960-0201 福島県福島市飯坂町字上原26-1
管理者名（施設長）	熊田 智真
電話番号（FAX）	024-542-5124 （FAX024-542-0450）
運営の方針	お客様の意思及び人格等を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供します。
指定年月日	平成18年4月1日
利用定数	100名の入所施設の空床利用

3 職員体制

職 種	員 数	基 準 員 数	職 務 内 容	資 格
管理者（施設長）	1	1	事業所の業務の掌理及び職員の指導監督、お客様に対して満足のいくサービス提供を図る	
生活相談員	1	1	お客様及びその他ご家族との連絡調整、お客様の相談業務	社会福祉士
介護支援専門員	1	1	短期入所生活介護計画等の作成	介護支援専門員
介護職員	45.9	お客様3人に対して1人	生活介護全般	介護福祉士等
看護職員	4		健康管理及び看護業務	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1	1	リハビリテーションの実施及び介護職員に対する指導	あん摩マッサージ指圧師
その他の職員	5	1	事務員、営繕員他	
管理栄養士	1	1	献立の作成及び栄養管理業務	管理栄養士
医師	（非常勤）2	（非常勤）1以上	健康管理及び健康相談業務、認知症及び精神疾患の相談業務	医師

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 形 態	勤 務 時 間
管理者（施設長）	通 常	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
生活相談員		
その他の職員		
機能訓練指導員		
介護支援専門員		
管理栄養士		
看護職員		8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
介護職員	早 出	7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
	通 常	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0
	遅 出	1 3 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0
	夜 勤	2 2 : 0 0 ～ 7 : 0 0

5 介護予防短期入所生活介護内容

（１）ご利用期間

①	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:
②	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:
③	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:
④	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:
⑤	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:
⑥	令和	年	月	日	:	～	令和	年	月	日	:

（２）ご利用可能設備

居 室 定 員	1人(ユニット型施設のため、個室となっています。)
居 室 面 積	10.73㎡（共同生活室面積27.09㎡）
ご利用可能設備等	食堂、機能訓練室、診察室、浴室

（３）ご利用可能サービス

食 事	朝食 7 : 3 0 ～ 8 : 3 0
	昼食 1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 3 0
	夕食 1 7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
入 浴	原則として週最低2回以上入浴していただけます。ただし、身体的状態等により、特別浴または清拭となる場合があります。
介 護	ご希望や状態に応じ次の様な介護サービスを提供します。 ・入浴、排泄、食事、健康管理等の支援 ・社会生活上の便宜、相談等の精神的ケア
機 能 訓 練	機能訓練室にて訓練を行います。
レ ク リ ェ ー シ ョ ン	詳しくは、月間予定表をご覧ください。
健 康 管 理	短期入所生活介護初日に簡単な健康チェックを行います。 また、定期的に医師による診療を受けることができます。
理 容	当施設では月2回理容サービスを実施しております。 その際ご利用の場合は実費をいただきます。

6 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(1) 基本料金

	1日あたりの利用料	介護保険適用時の1日 当たりの自己負担額
要支援 1	5,290 円	529 円
要支援 2	6,560 円	656 円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

基本料金の他に各種加算料金がかかります。

(2) 各種加算

各種加算料金は、別紙料金表のとおりです。

(3) その他のサービス料金

サービスの種類	料 金
滞 在 費	1日当たり2,066円（光熱水道費相当分です。）
食 費	朝食405円 昼・夕食520円（1日の自己負担は1,445円）
※居住費・食費の徴収は「福島県老人福祉施設条例の一部を改正する条例」の施行日からとなります。	
理 容 代	実費
お む つ 代	公費負担のため、いただきません。
送 迎 代	現在のところ送迎は行っておりません。
そ の 他	特別食、行事食、おやつ等は別途料金がかかります。

※ 本項に記載する利用料金詳細については、別紙「福島県飯坂ホーム（介護予防短期入所生活介護）利用料金表」をご参照ください。

7 介護予防短期入所生活介護ご利用の中止

利用開始予定日 以前の中止 (キャンセル)	入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、速やかに申し出てください。前日、午後5時以降の利用中止の場合は、1日分の食費を請求します。
利用期間中の中止	下記の場合に必要な場合には、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。 また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。 ・お客様が中途退所した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他のお客様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8 緊急時等の対応

お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行うとともに、ご家族または緊急連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9 福祉サービス第三者評価

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成30年2月8日
実施した機関の名称	NPO法人福島県福祉サービス振興会
評価結果の開示状況	各部署にて写しを保管。申し出により常時閲覧可能です。

10 苦情解決制度

(1) 苦情等申立先

	お 客 様 受 付 窓 口	
	福島県飯坂ホーム	事業団事務局
受付担当者	次長兼業務係長 真船 靖	施設事業課長 遠藤 晃
解決責任者	園 長 熊田 智真	事務局長 関谷 勝浩
ご利用時間	毎日 8:30～17:30	
ご利用方法	面接：施設等へ直接おいで下さい。	
電話番号	024-542-5124	0248-25-3020
FAX番号	024-542-0450	0248-25-7673
そ の 他	郵送にも応じます 担当者不在の場合は代理の者が対応します	福島県西白河郡西郷村 大字小田倉字上上野原5-3

(2) 苦情解決第三者委員

氏 名	住 所	電話番号
二階堂信子	福島市飯坂町字十綱町20-1	024-542-2613
菅野 英昭	伊達郡保原町金原田字中屋敷45番地	024-576-6885

(3) 福島市役所介護保険課介護給付係

住 所	福島市五老内町3番1号（本庁舎2階）
電話番号	024-525-6587

(4) 福島県運営適正化委員会

住 所	福島市渡利字七社宮111（福島県社会福祉協議会内）
電話番号	024-523-2943

(5) 福島県健康保険団体連合会

住 所	福島市中町3-7
苦情専用電話番号	024-528-0040

11 協力医療機関

医療機関の名称	ふくしま心臓と血管のクリニック	福島第一病院
院長名	瀬戸 夕輝	小川 智弘
所在地	福島市御山検田60-1	福島市北沢又字成出16-2
電話番号	024-563-3065	024-557-5111
診療科	内科、外科・循環器内科、心臓血管外科	内科、外科、歯科他

診察時間	9:00~12:30 14:00~17:30	8:30~16:30
入院設備	無し	完 備

医療機関の名称	総合病院 福島赤十字病院
院長名	鈴木 恭一
所在地	福島市八島町7-7
電話番号	024-534-6101
診療科	内科、リハビリテーション科他
診察時間	8:30~15:30
入院設備	完 備

協力医療機関（歯科）

医療機関の名称	伊達デンタルクリニック
代表者名	浅野 栄一郎
所在地	伊達市岡前20-8
電話番号	024-584-3501
診療科	歯科、矯正歯科、口腔外科他
診療時間	10:00~20:00

1.2 非常災害の対策

非常時の対応	福島県社会福祉事業団非常事態対策本部設置要綱及び総合防災対策委員会設置要領、福島県飯坂ホーム消防計画により対応します。	
近隣との協力関係	飯坂町民との防災協定による地元消防団の応援協力体制があります。	
防災訓練と主な防災設備	毎月1回防災訓練を実施しています。 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、防火扉、一斉放送設備など設置しています。	
消防計画等	消防署への届出	令和7年 4月 1日（毎年届出）
	防火管理者	真船 靖

1.3 衛生管理等の対策

衛生管理等の対策	感染症もしくは食中毒の発生を防止し、また発生した場合でも蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保ちます。また、各号に掲げる措置を法人及び施設で定める「感染症対策マニュアル」に準じて講じます。 （1）感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。 （2）感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。 （3）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施します。
----------	---

1 4 業務継続計画の策定

業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
-----------	---

1 5 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の対応	事故防止に努めておりますが、万一事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかにご家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明し、市町村及び介護予防支援事業者（介護予防サービス利用者に限る）等にも報告いたします。
損 害 賠 償	万一の事故に備え、賠償責任保険に加入しております。サービスの提供によりお客様に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって賠償いたします。

1 6 虐待防止対策

虐 待 防 止 対 策	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、職員倫理綱領等の遵守に関する規程及びお客様への虐待防止に関する指針に基づき、虐待や人権侵害を防止するなどお客様の権利擁護を推進します。
-------------	--

1 7 個人情報保護及び秘密保持

個 人 情 報 保 護	個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、法人が定める個人情報の保護に関する規程に基づき、お客様個人の情報を保護します。 また、他の居宅介護支援事業所等に対して、お客様に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ます。
秘 密 保 持	施設の管理者及び職員は、服務規則等に基づき、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持します。

1 8 ハラスメント防止対策

ハ ラ ス メ ン ト 防 止 対 策	当施設は労働施策総合推進法を遵守するとともに、法人が定める職場におけるハラスメントの防止に関する規程に基づき、適正な就業環境を整備します。（パワハラ、セクハラ、カスハラ等）
------------------------	---

1 9 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	施設受付窓口の開庁時間は、8：30～17：30です。ご用の方は受付（事務室）までお越しください。 面会は、事前予約制となります。面会日及び面会時間は、原則として、月～土曜日の10：00～11：00と14：00～15：30です。面会場所は、1階談話コーナー及び地域交流スペース等です。ただし、その他の時間帯等で面会希望される場合は、事前にお申し出があれば調整することも可能です。
-------	--

外 出 ・ 外 泊	感染対策の観点から、原則としてご遠慮いただいております。 ただし、外出・外泊の理由によりご希望に応じることがありますので、ご希望の場合はお申し出ください。
喫 煙 ・ 飲 酒	飲酒は可能ですが、医師等の指示によりできない場合もあります。全館禁煙となっておりますので喫煙についてはご遠慮願います。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
動 物 飼 育	ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
宗教活動・政治活動	他のお客様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
迷 惑 行 為 等	騒音等他のお客様の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のお客様の居室等に立ち入らないようにしてください。
不慮の事故	国が定める職員を配置し、見守りや観察を行うが、転倒・転落、誤嚥・誤飲、無断外出、お客様間のトラブルによる怪我等の不慮の事故を未然に防止できない場合があります。